

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

令和2年1月10日（金）

＜本件連絡先＞
泉南市 健康福祉部 広域福祉課
障害事業者担当
電 話 072-493-2023
F A X 072-462-7780

標記のことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 合同会社HOPE
- (2) 代表者 代表社員 高宮 礼子
- (3) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号

2 対象事業所

- (1) 名 称 ヘルパーステーション つどい
- (2) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 事業所番号 2715601023
- (4) サービス種類 居宅介護（平成30年3月1日指定）
重度訪問介護（平成30年3月1日指定）
同行援護（平成30年3月1日指定）

- 3 指定の取消年月日 令和2年1月10日
（処分通知日：令和2年1月10日）

4 指定取消の理由

①不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号該当）

居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスにおいて、新規指定申請時に「ヘルパーステーション つどい」の従業者として勤務する見込みのない者を、常勤の従業者として申請書類に記載し、実際には指定基準の要件である常勤換算方法で2.5以上の員数を満たす見込みがないのに、これがあるかのように装い、もって、不正の手段により指定を受けた。

②他法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスと一体的にサービス提供を行うことができる介護保険サービスの訪問介護において、介護保険法に違反した。

5 その他

経済上の措置として、介護給付費を支給した町に対し、不正に受け取った4,423円の返還及び返還させる額に百分の四十を乗じて得た額1,769円（障害者総合支援法第8条第2項）を加算して支払わせる。